

所管部課	総務部デジタル政策課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例施行規則に				
	ついて	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>本規則は、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 第1条 趣旨</p> <p>② 第2条 定義</p> <p>③ 第3条 電子情報処理組織による申請等 市民がオンラインにより申請等を行うために必要な事項を定める。</p> <p>④ 第4条 電子情報処理組織による処分通知等 市がオンラインにより処分通知等を行うために必要な事項を定める。</p> <p>⑤ 第5条 電磁的記録による縦覧等 市民が電磁的記録により縦覧等を行うために必要な事項を定める。</p> <p>⑥ 第6条 電磁的記録による作成等 市が電磁的記録により台帳の作成等を行うために必要な事項を定める。</p> <p>⑦ 第7条 適用除外 条例の対象とならない手続等を定める。</p> <p>⑧ 第8条 添付書面等の省略 添付書面等を省略する際に必要な措置を定める。</p> <p>⑨ 第9条 補則</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 デジタル技術を活用した行政の手続等を推進することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年第1回市議会定例会において、条例が原案可決 ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>本規則の制定後、市議会及び執行機関において、本規則に準じた条例の施行規則等を制定する必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。